

「23年度事務事業見直しのための仕分け」

2月18日(土)開催

市民の視点で事務事業の見直しの方向性を検証するため、「23年度事務事業見直しのための仕分け」を公開で実施します。

現在、市が公募した「事務事業見直しのための仕分け」

703会議室
※仕分け対象事業・タイムスケジュールなどは、市ホームページで公表します。
詳しくは企画調整課執行財政改革担当 ☎470・7702へ。

旧大道幼稚園園舎の跡利用案について

広報ひがくるめ23年12月15日号でお知らせしました旧大道幼稚園園舎の跡利用案について、13件のご意見を頂きました。市では、お示した利活用案(階層ごとに防災備蓄倉庫と教育相談室としての複合利用)に基づき、取り組んでいきたいと考えています。頂いたご意見は、所管部署と情報共有し、今後の施策推進への参考とさせていただきます。貴重なご意見をお寄せいただき、誠に、ありがとうございました。詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。

市の防災行政無線放送電話などで内容確認ができるようになります

市では、防災行政無線の放送(市内のスピーカー放送)の内容について、電話による音声自動応答システム、メール配信サービスおよびツイッターを利用した3つの情報発信手段により、情報提供を容易にするサービスを2月1日(水)から開始します。

①電話による音声自動応答システム ☎042・472・1117へ電話をかけると、自動音声で放送内容が流れれます。

②メール配信サービス②次の登録方法1または登録方法2のいずれかで登録できます。

③ツイッターによる情報発信

いずれも情報提供料は無料ですが、電話料金やメール受

信にかかる費用などは利用者の負担となります。

登録方法2 インターネット ☎ https://w.bnc.jp/bn/

登録方法1 下記のQRコードのメールアドレスか、

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

市長による説明会を実施します

「南沢五丁目商業施設建設計画」に関する市の取り組みについて

南沢五丁目商業施設建設予定地である旧第一勧業銀行グラウンド跡地を含む周辺地区については、広報ひがくるめ23年4月1日号でお知らせしました通り、23年3月23日に地区計画を決定し、現在、事業者において商業施設建設に向けた取り組みが進められているところでは、

本計画については、これまで市民の皆さんからは、増・利便性の向上・まのちのぎわいの創出などの点から、賛成のご意見もありましたが、交通渋滞や周辺環境への影響など、この計画を不安視するご意見を頂いています。

市では、地域に貢献する施設づくりを進めるため、周辺自治会などの住民で構成する「地域貢献に関する検討会」を設け、地域貢献施設機能の

と、登録案内のメールが届きます。

▼登録方法2 インターネット ☎ https://w.bnc.jp/bn/

▼登録方法1 下記のQRコードのメールアドレスか、

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

本計画に関するこれまでの市の取り組みと今後について説明会を開催します。

日時 2月19日(日) 午前10時～正午

会場 第五小学校体育館

持ち物 上履き

※会場は体育館のため、暖かい服装でお越しください。

駐車場はありませんので、車の来場はご遠慮ください。

詳しくは都市計画課 ☎470・7761へ。

調整を進めています。

パブリックコメントを募集します

第3期東久留米市障害福祉計画素案

市では、障害者自立支援法第88条に基づく第3期障害福祉計画(24年度～26年度)を策定しています。このたびは、画素案がまとまりましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を参考に検討し、計画をまとめていきます。

【閲覧期間・場所】 2月6日(月)～29日(水)に、障害福祉課(市役所1階)、市政情報コーナー(同2階)、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、わくわく健康プラザ、市ホームページでご覧いただけます。

【意見募集(パブリックコメント)の方法】 2月29日(水)までに(必着、お住まいの町名、年齢、性別、ご意見を記入の上、〒2003-8555、市役所障害福祉課まで郵送、またはファクス(475・8181)、電子メール(Shogai.fukushi@city.higashikurume.jp)で送信してください。

電話での受け付けはできません。

※お寄せいただいたご意見は要約して公表します。返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは同課 ☎470・7747へ。

「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定しました

都市計画公園・緑地の整備方針(市役所5階または都ホームページ <http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/>)を、確認してください。

【市内の優先整備区域に該当する公園】 都立三仙公園(中央三丁目)

※今回新たに優先整備区域に含まれることとなった区域は7月以降、都市計画法第53条に基づく建築制限に係る緩和措置(3階建てまで建築可)の適用がなくなります。

詳しくは都市計画課 ☎470・7762へ。



国民年金

国民年金加入中に初診日がある病状やけがなどで障害の状態になったときは、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受け取ることができます。ただし、初診日の前月に、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(若年者納付

ご存じですか 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日がある病状やけがなどで障害の状態になったときは、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受け取ることができます。ただし、初診日の前月に、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(若年者納付

詳しくは都市計画課 ☎470・7762へ。

なお、20歳前に初診日のある病状やけがによって障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から)受給できます。ただし、本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、日本国内に住所を有しない場合は、支給が制限されます。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または市保険年金課 ☎470・7732へ。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411